

中央公民館講座（自主運営講座）受講生募集

中央公民館では下表の自主運営講座を総合市民センター、播磨内陸生活文化総合センター、生涯学習まちづくりセンターの3カ所で開催しています。申し込みやお問い合わせは下記へ。

◆申込み・問合せ 中央公民館（総合市民センター内／☎22-5996）

講座名	講師	講座日	時間	受講料	開催場所	
ペン習字教室	佃 清峰	第1・3日曜日 (月2回)	午前10時～正午	1回	総合市民センター	
写真教室	竹内 晴行	第1土曜日 (月1回)	午後1時30分～4時30分	1回		1,500円
すみれ(かな書道)	安積 功好	第2・4火曜日 (月2回)	午前9時30分～正午	1ヵ月		2,000円
古典文学講座	丸山 善彦	毎週木曜日 (半年全15回)	午後1時30分～3時30分	15回		6,000円
とう 藤工芸	森脇 康子	第1・3水曜日 (月2回)	午後1時～3時30分	1回		1,200円
ゆかいな書道教室	佃 清峰	第2・4土曜日 (月2回)	午前10時～正午	1回		1,000円
楽しい書道教室			午前9時30分～11時30分			
ハングル講座(中級)	長谷川 公美	毎週土曜日	午前9時15分～10時15分	1回		800円
ハングル講座(上級)			午前10時30分～11時30分			
和裁、手芸勉強会	神崎 恵子 西村 紀子ほか	毎週木曜日 (半年全20回)	午前9時～正午	1回		500円
西脇しばざくら旬会	山尾 カツヨ	第3木曜日 (月1回)	午後1時～3時	年間	20,000円	生涯学習まちづくりセンター

西脇市スポーツ少年団員募集

市スポーツ少年団員を募集します。スポーツに興味がある子どもたちの入団をお待ちしています。

◆申込み・問合せ 西脇市スポーツ少年団事務局（総合市民センター内／☎22-5996）

団名	練習日(毎週)	時間	場所	対象	申込み・問合せ
西脇剣道 スポーツ少年団	月・水・金曜日	午後7時～9時	総合市民センター 体育館・武道館	小学1～6年生	三宅 正倫 ☎22-4049 黒崎 護 ☎22-3234
西脇柔道 スポーツ少年団	火・土曜日	午後7時～9時	総合市民センター 武道館	小学1～6年生	スポーツ 少年団事務局 ☎22-5996
西脇サッカー スポーツ少年団	金・土曜日	午後7時～8時45分	重春小学校グラウンド	小学1～6年生 (未就学児可)	スポーツ 少年団事務局 ☎22-5996
西脇空手道 スポーツ少年団	月・木・土曜日	午後7時～9時 (土曜日は7時30分～9時30分)	総合市民センター 体育館・武道館	小学1年生以上	稲益 和貴 ☎23-4585 永井 邦由 ☎22-3135
西脇野球 スポーツ少年団	土・日曜日＝全学年 火・木曜日＝5・6年	午後1時～5時 午後5時30分～8時	重春小学校グラウンド 野村公園多目的広場	小学1～6年生	山本 利武 ☎22-2851 中西 紀夫 ☎22-9309
西脇バレー スポーツ少年団	火・木・土曜日	午後6時30分～8時	重春小学校体育館	小学1～5年生	スポーツ 少年団事務局 ☎22-5996
黒田庄ジュニア バレーボールクラブ	月・水・金曜日 (3年生以下は水・ 金曜日のみ)	午後7時～9時	市内体育館	小学1～5年生 (女子のみ)	スポーツ 少年団事務局 ☎22-5996

◆補助対象者

市内に事業所を置く中小企業者・個人（新たに事業を開始する場合を含む）

※「起業・第二創業促進支援事業補助金」は、地域の需要を創造する起業または第二創業を行う方

※市税などの滞納者、反社会的勢力関係者は除きます。

◆事業期間

交付決定日（6月下旬を予定）～令和3年3月31日

※期間前に支出した経費は補助金の対象外です。

◆申請方法

所定の様式に記入の上、必要書類を添付し、下記へ郵送または持参（様式は市ホームページからダウンロードできます）

◆その他

- ・事業を開始する前に、市への申請が必要です。
- ・事業経費が市の予算額に達した時点で締め切ります。
- ・国や県などから他の補助金を受けている事業は対象外です。

◆申込み

〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地
西脇市商工観光課

◆問合せ 商工観光課（市役所内線281）

市では、経営革新や新規事業などに挑戦する事業者を支援するための補助制度を設け、事業に必要な経費の助成などを行っています。4月1日（水）から令和2年度募集分の申請を受け付けますので、ぜひ活用ください。

事業者支援制度

申請受付開始!

経営革新や新規事業に取り組み事業者の皆さま

受付期間 **4月1日(水)～5月13日(水)**

起業・第二創業促進 支援事業補助金



▲市ホームページ

◆対象経費・補助金額など

対象経費	補助率	上限額	審査方法
・事業所改修費 ・備品購入費 ・広告宣伝費 ・事業所賃借料 等	1/2	100万円	審査会

※移住者には上限額に加算措置があります。
※審査会では委員による書類審査と面談を行います。
※風営法の許可を要する事業、フランチャイズ契約に基づく事業は対象外です。

※詳しくは商工観光課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

ものづくり・あきない経営革新 支援事業補助金



▲市ホームページ

◆対象事業・補助金額など

対象事業	対象経費	補助率	上限額	審査方法
新製品・新サービス等の開発・導入	・開発材料費 ・設備導入費 ・設計委託料 等	1/2	200万円	審査会
新設備・新生産方法の導入	・設備/IT機器導入費 ・技術指導料 等	1/4	50万円	書類
販路開拓・拡大 ・展示会等の出展 ・クラウドファンディングの実施	・出展小間料 ・展示ブース製作費 ・クラウドファンディング利用手数料 等	1/2	30万円	書類
支援アドバイザーの派遣	事業に関する相談 アドバイザーの派遣経費	全額 (無料派遣)	-	書類

※審査会では委員による書類審査と面談を行います。